

令和7年度 監督処分一覧表

	業者名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	村上建設株式会社	奄美市	指示処分 (改善・再発防止)	R08年1月20日 ～ ()	<p>村上建設株式会社は、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市名瀬大字大熊所在の大熊漁港において、同社が所有する船舶を同社従業員が洗浄した際に、洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させた。</p> <p>この件について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」違反により名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定した。このことにより、令和7年12月11日に産業廃棄物収集運搬業の許可が取消され、違反行為の事実が判明した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>
					根拠法令 建設業法第28条第1項第3号
	業者名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	翼工建株式会社	鹿児島市	指示処分 (改善・再発防止)	R07年12月09日 ～ ()	<p>1 翼工建株式会社は、民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額(7,000万円)以上となる下請契約を締結した。</p> <p>このことは、同法第16条第1号の規定に違反し、同法第28条第1項に該当する。</p> <p>2 翼工建株式会社は、民間工事において、契約締結に際し、建設業法第19条第1項に定める契約内容となる一定の重要な事項を書面に記載し、相互に交付しなかった。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項に該当する。</p>
					根拠法令 建設業法第28条第1項
	業者名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	株式会社永吉建設工業	八重山郡串木野市	指示処分 (改善・再発防止)	R07年12月09日 ～ ()	<p>株式会社永吉建設工業は、民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第1条の2第1項で定める「軽微な建設工事の範囲」を超えて、下請契約を締結した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項に該当する。</p>
					根拠法令 建設業法第28条第1項

令和7年度 監督処分一覧表

	業者名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	株式会社エス・アール	鹿児島市	指示処分 (改善・再発防止)	R07年11月25日 ～ ()	株式会社エス・アールは、民間工事の現場3件において、法第26条第1項の規定に違反して、主任技術者を配置しなかった。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。 根拠法令 建設業法第28条第1項

	業者名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	株式会社岩本建設	鹿児島市	指示処分 (改善・再発防止)	R7年10月1日 ～ ()	株式会社岩本建設は、令和5年7月5日、指宿港海岸工事の現場で、同社作業員がコンクリート打設作業中にバランスを崩して転倒し、休業4日以上を要する左腰背部打撲傷の傷害を負い、同日から休業したのに、「鹿児島県鹿児島市に所在する自社車庫にて片付け中に足を滑らせて転倒し、負傷した」旨の虚偽の労働者死傷病報告書を令和6年1月4日に提出し、虚偽の報告をした。 この件について、同社及び代表取締役らは、労働安全衛生法違反により、鹿児島簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、令和7年8月8日に刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。 根拠法令 建設業法第28条第1項